

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

各種商品小売業
適用する使用者 広島県の区域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より
I 56 各種商品小売業 I 560 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (56 各種商品小売業) I 5600 主として管理事務を行う本社等 I 5608 自家用倉庫 I 5609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 I 561 百貨店, 総合スーパー I 5611 百貨店, 総合スーパー I 569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの) I 5699 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの) L7282 純粹持株会社 (56 各種商品小売業に限る)

各種商品小売業について

衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 倉庫番、値札付け、清掃又は片付けの業務に主として従事する者